

労働委員会の窓 (9月分)

1 会議関係

- 9月11日 第1297回公益委員会議
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の審査経過について」など5件
- 9月25日 第1184回愛媛県労働委員会総会
「平成31年(不)第1号・令和元年(不)第3号事件の第11回・第7回調査結果概要について」など6件

2 集团的労使紛争関係

○ 審査事件

| 事件番号 | 業種 | 申立年月日 | 労働組合法 7条該当号 | 申立内容 | 終結状況 |
|---------------|----------------------|----------------------------------|----------------|-------------------------------|------|
| 31年(不) 第1号 | 教育, 学習 支援事業 | H31. 2. 19 | 1, 2 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示 | 係属中 |
| 元年(不) 第2号 | 製造業、 卸売業, 小 売業 | R元. 5. 22 [追加申立 R元. 8. 29] | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 団体交渉応諾 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 元年(不) 第3号 | 教育, 学習 支援事業 | R元. 9. 30 | 1, 2, 3 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止等 | 係属中 |
| 2年(不) 第1号 | 複合サービ ス業 | R 2. 5. 20 | 1, 2 | 不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示 | 係属中 |

3 個別的労使紛争関係

○ 労働相談

| | 相談者数 | 相談件数 |
|---------|------|------|
| 9月 | 26 | 31 |
| 累計(4月~) | 107 | 167 |

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。


使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通) 

790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>